

第34回 消費者問題懇話会報告

日時：2012年11月22日（木）

場所：大阪ドーンセンター

主題：「どうなるの？消費者団体訴訟」

参加者数：39名

概要：

法制化の待たれる「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」については、2012年6月の支部のつどいでも取り上げましたが、一度聞いただけでは理解しにくいことを踏まえ、NPO 法人京都消費者契約ネットワーク理事・事務局長であり、弁護士でもある長野浩三氏、ならびに、消費者庁消費者制度課長・堀井奈津子氏を講師にお迎えし、報告講演、基調講演とグループディスカッションを行いました。

藤原支部長の開会挨拶後、最初に、堀井課長から新訴訟制度の概要、創設の背景、制度案の論点を、具体的事例を交え、解説していただきました。

新訴訟制度は、そもそも消費者契約法第9条第1号の実効性を担保するためのものだと思います。その条文は、

第9条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

1 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

（第2号以下省略）

というものです。要するところ、契約の解約金は、事業者の損害より多大であってはいけないという内容です。

新制度の解説として学納金返還事案の場合では、第1段階として、A大学に対する学納金返還の要否（共通義務と呼ぶ）が争われ、勝訴となれば、続いて第2段階で個々の受験生への返還額が決定される、というような流れとなる予定だそうです。この第2段階では、個々の受験生からの返還請求が必要（オプト・インと呼ぶ）となります。この事案では、個々の受験生毎というより、受験学部単位で金額が確定（簡易確定と呼ぶ）することとなるであろう、という解説でした。

続いて、長野先生より、NPO 法人京都消費者契約ネットワークが実際に行った差止請求事件を用いた基調講演がありました。長野先生曰く、現行の消費者団体訴訟制度で取り扱われている事件が、新法においても取り扱われる可能性が高いとのことでした。

現行法では差止請求＝未来の消費者被害を防止することは出来ても、現に被害に遭った消費者の損害を補償することは出来ておらず、消費者が新法に期待することは、まさに損害の補償であるからとのことでした。

NPO法人京都消費者契約ネットワークが、現行の消費者団体訴訟制度を使って、積極的に訴訟を行った有名なものでは、①借家の賃貸契約における敷引条項の使用差止請求、②結婚式場の解約金条項使用差止請求、③携帯3社への解約金条項使用差止請求、などがあります。以下、①と③の事例について紹介します。なお、③の事例については、長野先生の講演の他、2012年12月8日の朝日新聞記事を参考に記載しております。

①における”敷引”とは、契約時に、敷金の一部を退去時に返還しないことを特約するもので、関西地方に多い風習だそうです。関東とかでは敷金・礼金という制度が多いようです。敷金家賃3ヶ月分、敷引家賃2ヶ月分という表示の場合、退去時に返還される部分は家賃1ヶ月（普通減耗以上の減耗があると、さらに引かれる）ということになります。敷金は家賃の滞納に備えるための制度であり、高率の敷引は理屈に合わず消費者契約法第9条第1号上違法であると考え、差止請求を行い勝訴したそうです。

③における事案では、ケータイの解約金9,975円（ケータイ大手3社とも同額）は会社損害額に見合ったものであるのか？ということ争っているようで、この疑問への答えは確定していない、とのことでした。

NPO法人京都消費者契約ネットワークが起こしたケータイ3社への裁判は、それぞれ判決が出ており、対ソフトバンク（以下、SBと略します）は敗訴、対auは勝訴、対ドコモは敗訴（11月に地裁、12月に高裁判決が出た）。1勝2敗という状況だそうです。この3社との裁判で、携帯会社の損害額の算定根拠が各裁判でバラバラであったそうです。NPO法人京都消費者契約ネットワークが訴訟を起こしたもととして、SBもauもドコモも全く同額ということが怪しいとのことでした。会社が異なれば損害額も違うはずであり、解約金にも差が出てくるのが普通、ということでした。長野先生からは、ケータイの解約金、9,975円のしっかりとした根拠が必要だと言われていました。

以下、順は変わりますが、長野先生が3社との裁判模様をお聞きした内容に、後日、対ドコモとの高裁判決が出た時に朝日新聞（2012年12月8日付）に掲載された内容を加え、紹介します。

ケータイ問題は、解約金9,975円が3社それぞれの損害額に見合ったものであるのか？ということでした。

まず、対ドコモ裁判から紹介します。12月の大阪高裁判決は、ドコモの損害額を24,799円と認定し、9,975円より多額であるため合理的と判断したという報道でした。ちなみに、一審の京都地裁では、ドコモの損害額を30,240円と認定したので、大幅に損害額が減額されて認定されています。また、ドコモの損害額とは、解約までの個人

の割引額を平均したもの（平均割引額）としています。例えば一番安価な料金プランでは、基本料金差780円が割引額であり、これに解約するまでの平均期間（13.5ヶ月だそうです）を乗算したものが損害額（10,530円）となります。裁判ではこれを全料金プランで平均したとのことだそうです。

対ドコモの判決の場合、ドコモの損害額は、割り引いた金額だと認定されています。

しかし、対a u、対S Bでは、裁判所は別の判断をしています。

対a u、対S Bの裁判所判断について紹介します。

どちらの場合も、裁判所は、会社の損害額を、逸失利益だと認定しました。解約後に会社が稼げるはずの利益を損害と認定した点は、対ドコモ裁判と全く異なります。その上で、対a uの場合は、解約月毎に会社の損害額が異なるので、契約期間の2年まで後1ヶ月前や2ヶ月前に解約した人に対しては、会社の損害額より解約金のほうが高いため解約金条項は（一部）無効であると認定し、a u側の敗訴となったそうです。この裁判で示された会社損害額は、4,000円*2年までの残り月数でした。4,000円の根拠は、4,000円＝一人当たり平均料金収入（約5,000円）－経費（約1,000円）だそうです。

対S Bの場合は、逸失利益を解約者で平均した額とし、12,964円と算定、会社損害額が解約金より高額であるため条項は有効と認定され、S B側が勝訴となったそうです。

12,964円の根拠は、解約月から2年までの平均残月数に基本料金（異なるプランを平均）を乗算したものだそうで、同じ逸失利益と言っても、a uの場合と異なっています。

NPO法人京都消費者契約ネットワークでは、会社損害額を、逸失利益ではなく、実損害額に限るべきだと主張しているそうです。例えば、居酒屋で宴会メニュー（フリードリンク付）を予約し、1名分だけ当日キャンセルした場合、料理分代金の支払いは必要だが、フリードリンク代の支払いは不要であるというもの。食事は提供されるため損害が出ているが、飲まれなかったドリンクは損害がないので、当然ながら支払い不要ということだそうです。

長野先生の言葉の端々からは、企業は、消費者契約法第9条第1号（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）条文の「平均的な損害」に対して、真摯に検討することが大切であるというメッセージがうかがえました。

講演に続いてのグループディスカッションは参加者を4班に分けて実施しました。活発な議論が進み、あっという間に終了時間を迎えるほどの熱心さでした。グループディスカッションの最後に、もう一度、長野先生に登壇いただきまとめを行った後、八島副支部長より閉会挨拶を行い、盛況のうちに懇話会を終了しました。